

きょう 狭あい道路拡幅整備助成金制度のご案内

狭あい道路拡幅整備の制度

- 分筆測量等に係る費用の助成
- 移転等工事に係る費用の助成
- 後退用地等の市による整備
- 市による維持管理

国立市では平成30年4月より、狭あい道路の拡幅整備にかかる費用の一部を助成する制度を開始しております。道路が狭いと緊急時・災害時だけでなく、車のすれ違いなどの日常生活にも支障をきたします。

是非ご理解をいただき、助成制度を活用した整備へのご協力をお願いいたします。

助成金制度の概要

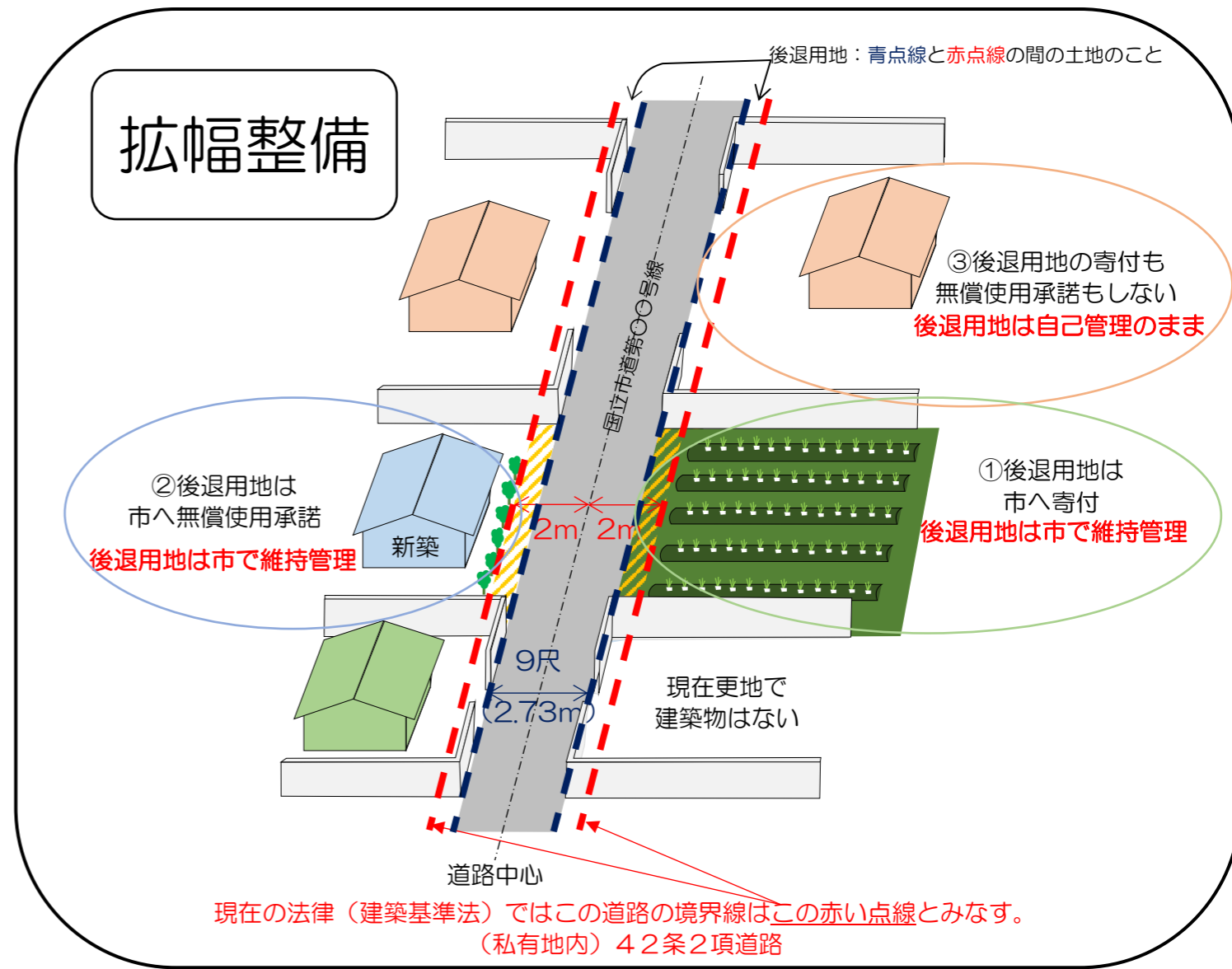
	①市への後退用地等の寄付	②市への後退用地等の無償使用承諾	③市へ寄付も無償使用承諾もしない
測量・分筆・登記	50万円以内の実費用を助成	測量・分筆・登記は不要	測量・分筆・登記は不要
建築物等の移転、撤去等の工事	50万円以内の実費用を助成	50万円以内の実費用を助成	自費移転、自費撤去
舗装工事	市が工事をするので不要	市が工事をするので不要	自費工事
維持管理	市が維持管理する	市が維持管理する	自己管理のまま
	後退用地等の所有権は市へ	後退用地等は私有のまま	後退用地等は私有のまま
	最大100万円の助成を受けることができます	最大50万円の助成を受けることができます	

より詳細な説明や、疑問点、また制度活用の申し込み方法等につきましてはお手数ですが下記までお問い合わせ下さい。

- ・自分の家の前の道路は狭あい道路？（拡幅が必要？）
- ・助成金をもらうまでにはどのような手続きがあるの？
- ・今ある塀や樹木を撤去する費用は助成してくれるの？ など

○ お問い合わせ

住所：186-8501 国立市富士見台2-47-1 国立市役所 3階(51番窓口)
 担当部署：国立市都市整備部南部地域まちづくり課（お問い合わせ窓口）、国立市都市整備部道路交通課
 電話：042-576-2111(内線：371、372) ファクス：042-576-0264



狭い道路を4mの道路へ

